

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月八日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月 殿

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」に関する質問主意書

政府は、平成十八年五月三十日、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定した。同閣議決定は、「平成十七年十月二十九日の日米安全保障協議会における勧告を承認し、平成十八年五月一日の日米安全保障協議会における在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的措置（以下「再編関連措置」という。）を含む最終取りまとめを承認する」としている。同取りまとめは、「再編実施のための日米のロードマップ」（仮訳）（以下「最終報告」という。）なるものであり、普天間飛行場代替施設に
関し、規模等、実施の詳細について触れている。

日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置することとしており、V字型に配置される二本の滑走路はそれぞれ長さ千六百メートル、二つの百メートルのオーバーランを有し、各滑走路に在る部分の施設の長さは、護岸を除いて千八百メートルとなる。また、この施設は合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものであるとされている。

しかし、普天間飛行場代替施設は、概念図が示されているだけで、施設の位置が明確でなく、そのため沖

二
縄県を始めとする自治体との間で、位置をめぐる移動の修正等、合意に至っていない。

よって、以下質問する。

一 普天間飛行場代替施設の位置は、どこを起点として計測されているのか。緯度（北緯何度何分）と経度（東経何度何分）でもって正確に示されたい。

二 普天間飛行場代替施設に関しては、現在、環境アセスメントの段階にあるが、この時点で米国側との協議の中で、環境等の問題において未解決な点があるのかどうか、具体的に明らかにされたい。

三 最終報告では、普天間飛行場代替施設は、キャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われるべきとしているが、現在においてキャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成はどこまで進んでいるのか、具体的に明らかにされたい。

右質問する。